

衛生検査所の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第八十二号

#### 衛生検査所の登録に関する規則の一部を改正する規則

衛生検査所の登録に関する規則（昭和四十六年広島県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検体検査用放射性同位元素の届出) 第四条 省令第十七条の二第二項の規定による検体検査用放射性同位元素の備付けの届出は、別記様式第三号による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 省令第十七条の二第二項の規定による翌年に使用予定の検体検査用放射性同位元素の届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。</p> <p>3 省令第十七条の二第三項の規定による検体検査用放射性同位元素に係る届出事項の変更の届出は、別記様式第五号による届出書によつてしなければならない。</p> <p>4 省令第十七条の二第四項の規定による検体検査用放射性同位元素を備えなくなった旨の届出は、別記様式第六号による届出書によつてしなければならない。</p> <p>5 省令第十七条の二第四項の規定による検体検査用放射性同位元素を備えなくなった後の措置の概要の届出は、別記様式第七号による届出書によつてしなければならない。</p>	<p>(検体検査用放射性同位元素の届出) 第四条 省令第十七条第一項の規定による検体検査用放射性同位元素の備付けの届出は、別記様式第三号による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 省令第十七条第二項の規定による翌年に使用予定の検体検査用放射性同位元素の届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。</p> <p>3 省令第十七条第三項の規定による検体検査用放射性同位元素に係る届出事項の変更の届出は、別記様式第五号による届出書によつてなければならない。</p> <p>4 省令第十七条第四項の規定による検体検査用放射性同位元素を備えなくなった旨の届出は、別記様式第六号による届出書によつてなければならない。</p> <p>5 省令第十七条第五項の規定による検体検査用放射性同位元素を備えなくなった後の措置の概要の届出は、別記様式第七号による届出書によつてなければならない。</p>

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三号から別記様式第七号までの様式中「平成 年 月 日」を「

年 月 日」及び「広島県知事 殿」を「広島県知事様」に改め、「印」を

削る。

#### 附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。